

令和7年度(2025年度)  
阿蘇地域保健医療推進協議会  
次 第

日時：令和8年(2026年)3月23日(月)

午後2時30分から

場所：阿蘇地域振興局2階 総務振興課会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第8次熊本県保健医療計画(阿蘇圏域編)の進捗状況について

資料1-1、資料1-2

(2) 第8次熊本県保健医療計画の中間見直しについて

資料2

(3) その他

3 閉 会

## 阿蘇地域保健医療推進協議会委員名簿

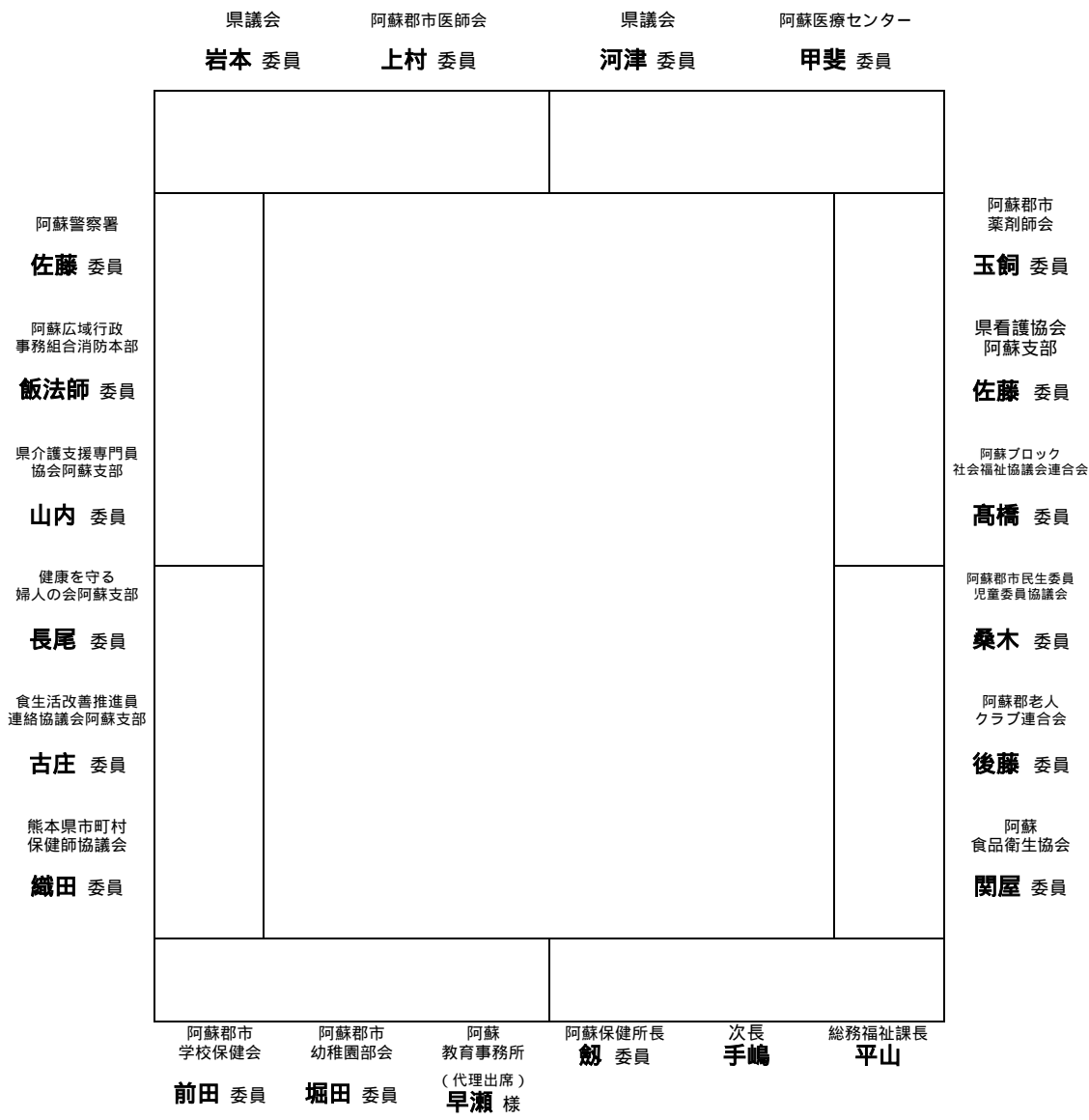
任期：令和8年（2026年）3月31日まで（順不同・敬称略）

種別	所属団体名	職名	氏名	備考	
1 2	地域 熊本県議会	熊本県議会	議員	岩本浩治	
		熊本県議会	議員	河津修司	
3 4 5 6 7 8	医療	阿蘇郡市医師会	会長	上村晋一	随行（オンライン）：古木 雄一 事務局長
		阿蘇郡市歯科医師会	会長	佐藤俊一郎	オンライン
		阿蘇郡市薬剤師会	副会長	玉飼博之	
		阿蘇医療センター	院長	甲斐豊	
		小国公立病院	院長	堀江英親	オンライン
		熊本県看護協会阿蘇支部	支部長	佐藤明日香	
		阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会	会長	高橋正郎	
9 10 11 12 13 14	福祉	阿蘇郡市民生委員・児童委員会長連絡協議会	会長	桑木邦子	
		阿蘇郡老人クラブ連合会	会長	後藤且也	
		熊本県介護支援専門員協会阿蘇支部	支部長	山内裕一郎	
		阿蘇郡市保育部会	部副会長	室原由美	欠席
		熊本県老人福祉施設協議会	代表	上田智雄	オンライン
		健康を守る婦人の会阿蘇支部	支部長	長尾公代	
15 16 17 18 19	保健	食生活改善推進員連絡協議会阿蘇支部	支部長	古庄なをみ	
		栄養士会阿蘇地域事業部	部長	杉安恵	代理：長崎春奈 副部長 オンライン
		市町村保健師協議会	監事	織田由香	
		阿蘇保健所	所長	劔陽子	
		阿蘇食品衛生協会	会長	関屋紘三	
20 21 22	教育	阿蘇教育事務所	所長	工藤竜一	代理：早瀬裕 指導主事
		阿蘇郡市学校保健会	会長	前田博治	
		阿蘇郡市幼稚園部会	部会長	堀田周一	
23	警察	阿蘇警察署	署長	佐藤公紀	
24 25	行政	阿蘇市町村会	会長	草村大成	欠席
		阿蘇広域行政事務組合消防本部	消防長	飯法師正巳	

### 阿蘇保健所（事務局）出席者名簿

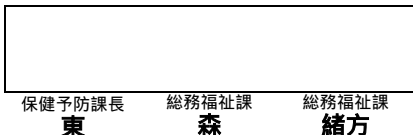
	課名	職名	氏名	
1	総務福祉課	次長	手嶋義明	
2		課長	平山三博	
3		主任主事	森智史	
4		主任技師	緒方千秋	
5	衛生環境課	課長	吉原奈緒子	欠席
6	保健予防課	課長	東美希	

## 令和7年度阿蘇地域保健医療推進協議会 配席図



傍聴者・報道関係者席

五十パー



【事務局】 阿蘇保健所

—— 出入口 ——

## 熊本県保健医療推進協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本県保健医療推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 県協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(専門委員会)

第7条 県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域協議会)

第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
  - イ 地域における必要な医療の確保に関する事項
  - ロ 病院開設計画等に関する事項
  - ハ へき地保健医療に関する事項
  - ニ 救急医療に関する事項
  - ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項
- (5) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

4 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

(地域協議会の専門部会)

第9条 地域協議会に、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、昭和63年4月26日から施行する。

2 熊本県保健医療対策推進組織設置要項（昭和49年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要項は、平成2年7月13日から施行する。

2 平成2年7月13日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分を有効とする。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成10年6月29日から施行する。

2 改正後の第3条第3項及び第8条第5項の規定は、施行日以後の任期満了に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年11月27日から施行する。

別表（第8条関係）

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本・上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所